

# 総務常任委員会報告

今期12月定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案12件、請願1件であります。その中で主な案件と質疑応答は、次のとおりです。

・知識を持っている方の採用となります。現在対象者は2名います。このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

と思うので、十分な説明が出来る体制を整えて、不申告がないよう努力をお願いしたい。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 平成23年度阿蘇市一般会計補正予算について

問 任期付職員は再雇用される職員を指していいるのか。また、対象者は何名いるのか。  
答 定年退職者等の再任用とは違つて、技術

問 「本議案は、人事院勧告に伴い、一般職の職員及び任期付職員の給料月額等の改定を行つたものです。」との補足説明がありました。

問 任期付職員は再雇用される職員を指していいるのか。また、対象者は何名いるのか。  
答 定年退職者等の再任用とは違つて、技術



内牧支所前の多目的トイレ

内牧支所所管分

情報課所管分

のか。

問 樹木伐採委託料とあるが、光ケーブルを切断した場合の弁償は。また、個人で誤つて切った場合の対応は。

答 11社による指名競争入札で、契約期間は1年間です。業務の内容は、保健福祉センターの浴室・トイレ・ホール・ロビーの清掃、総合センター屋外の多目的トイレ、内牧支所トイレの清掃を週に大体6日間行つて頂いています。

問 総合セントラル清掃委託の入札方法・契約期間・どの程度清掃をするのか。

答 工事をしていくケーブルを傷つけた場合は、その業者さんに補償して頂きます。災害とか、誰がやつたか判らない場合は、市で加害している保険で対応出来ますが、個人が明らかに判っている場合は保険の対象になりませんので今後の課題となります。ただ、事故以外では、簡単に切れ得ないと思います。

問 お知らせ端末の工事請負費と備品購入費が予算にあがつているが、当初、申込み時に『この時期に申し込まないと今後有料になります。』と謳つてあつたと思う。その辺りの整合性は今後どうなる

問 波野温泉スタンダード敷地内街灯等設置工事とあるが、温泉スタンダードの利用状況と、1分間で何リットルを給水できるか。

答 供用開始から2ヶ月間で37m<sup>3</sup>の使用がつています。水中ポンプの揚水能力は1分間当たり40lです。

財政課所管分の予算について審査を行いましたが、特に質疑・意見等はありませんでした。

企画振興課所管分

総務課所管分の予算について審査を行いましたが、特に質疑・意見等はありませんでした。

選挙管理委員会所管分の予算についての審査を行いましたが、特に質疑・意見等はありませんでした。

以上の審議を経た結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定せんしました。

議案第92号 平成23年度阿蘇市診療所特別会計補正予算について

問 診療所受付業務委託があるが、どちらに頼むのか。  
答 現在、受付業務をしているスタッフは阿蘇ワーケネットからの方を探さなければいけないのですが、阿蘇ワーケネットでは医療事務職員です。12月末で退職するので後任の方を探さなければいけないので、阿蘇ワーケネットでは医療事務の情報配信は市役所か

務の資格を持っている方がおられないでの、大手のニチイ学館の派遣会社に問い合わせをしてお願いする計画で差額分を予算計上させて頂いています。

以上の審議を経た結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定せんしました。

以上の審議を経た結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定せんしました。

議案第118号

公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市光ネットワーク施設)

ら行っています。火事災害等については、指定管理者の業務範囲外であり、市が行う事としています。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市ASO田園空間博物館総合案内所)

議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について  
(阿蘇市阿蘇中央公園パーク「あそ☆ビバ」)



光ネットワークのセンター施設内

までの3議案につきましては、一括議題として審査を行いましたが、特に質疑、意見等もなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より「自治体として、労働基準法の最低賃金を上回る金額を条例で定めるのはどうかと思う。」「他の産業で働く人達との整合性もあるし、まだ時期早々という気持ちがする。今後、国の推移を見てやつていくべきと思う。」などの意見が出され、このような審議をした結果、不採択にすべきものと決定いたしました。

請願第9号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について

本請願につきましては、請願事項が2項目ありましたので、項目ごとに審査を行いました。

まず、1番目の「自治体の発注する入札方法は、一般競争入札を導入せず現状を維持すること」についてあります。財政課長より

は、「阿蘇市の考えとしては、地元に仕事が流れること」についてあります。財政課長より

は、「阿蘇市は、地元に仕事が流れること」についてあります。財政課長より

名競争入札方法で行く。との説明がありましたので、採択すべきものと決定いたしました。次に、2番目の「公契約条例の制定」についてであります。

委員より「自治体として、労働基準法の最低賃金を上回る金額を条例で定めるのはどうかと思う。」「他の産業で働く人達との整合性もあるし、まだ時期早々という気持ちがする。今後、国の推移を見てやつしていくべきと思う。」などの意見が出され、このような審議をした結果、不採択にすべきものと決定いたしました。

この結果、本請願については、一部採択すべきものと決定致しました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告で